

## 1. 議事日程

〔令和2年第4回安芸高田市議会12月定例会第1日目〕

令和2年12月10日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第2  | 会期の決定   |
| 日程第3  | 同意第6号 安芸高田市監査委員の選任の同意について                                 |
| 日程第4  | 議案第65号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について  |
| 日程第5  | 議案第66号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例                       |
| 日程第6  | 議案第67号 安芸高田市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例                |
| 日程第7  | 議案第69号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例                           |
| 日程第8  | 議案第68号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について                             |
| 日程第9  | 議案第70号 安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第71号 安芸高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例      |
| 日程第11 | 議案第72号 安芸高田市工場立地法地域準則条例                                   |
| 日程第12 | 議案第73号 安芸高田市高宮農山村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例                     |
| 日程第13 | 議案第74号 令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）                            |
| 日程第14 | 議案第75号 令和2年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                      |
| 日程第15 | 議案第76号 令和2年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                     |
| 日程第16 | 議案第77号 令和2年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）                        |
| 日程第17 | 議案第78号 令和2年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）                    |
| 日程第18 | 議案第79号 令和2年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）                     |
| 日程第19 | 議案第80号 令和2年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第2号）                         |
| 日程第20 | 議案第81号 令和2年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）                          |

## 2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
3番	山本数博	4番	武岡隆文

5番	新田和明	6番	芦田宏治
7番	山根温子	8番	先川和幸
9番	児玉史則	10番	大下正幸
11番	山本優	12番	熊高昌三
13番	秋田雅朝	14番	金行哲昭
15番	石飛慶久	16番	穴戸邦夫

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

7番	山根温子	8番	先川和幸
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

市長	石丸伸二	副市長	米村公男
教育長	永井初男	総務部長	西岡保典
企画振興部長	猪掛公詩	市民部長	宮本智雄
福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司	産業振興部長	重永充浩
産業振興部特命担当部長	行森俊荘	建設部長兼公営企業部長	平野良生
教育次長	福井正	消防長	土井実貴男
総務課長	内藤道也	財政課長	高藤誠

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（4名）

事務局長	森岡雅昭	事務局次長	佐々木浩人
総務係長	國岡浩祐	主任主事	岡憲一



午前10時00分 開会

- 宍戸議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は16名であります。  
定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回安芸高田市議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。  
森岡事務局長。
- 森岡事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長及び教育長より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。  
写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。  
以上で、諸般の報告を終わります。
- 宍戸議長 以上をもって、諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 宍戸議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、7番山根温子さん、及び8番 先川和幸君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 宍戸議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。  
議会運営委員長 熊高昌三君。
- 熊高議会運営委員長 令和2年第4回定例会の運営につきまして、去る12月3日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので、報告をいたします。  
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から12月22日までの13日間といたしました。  
議事の都合により、12月11日から13日、並びに12月16日から21日までを休会といたします。  
本定例会に付議されます案件は、議案18件でございます。  
議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第74号から第81号までの8件につきましては、提案理由の説明の後、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託することといたしました。また、議案第66号は、総務文教常任委員会へ、議案第68号及び第70号から73号の5件につきましては、産業厚生常任委員会へ、それぞれ付託することといたしました。

その他の議案につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

次に一般質問の取扱いについては、9名から通告がありましたので、2日間の日程といたし、通告順に、12月14日を5名、15日を4名といたします。

以上で報告を終わります。

○宍戸議長 お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は13日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって、会期は13日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 同意第6号 安芸高田市監査委員の選任の同意について

○宍戸議長 日程第3、同意第6号「安芸高田市監査委員の選任の同意について」の件を議題といたします。

ここで、秋田雅朝君の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時06分 休憩

午前10時06分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 石丸伸二君。

○石丸市長 今の挙動で少しお伝えができたところではあるんですが、まず最初に御案内があります。

議会、議員の皆様には既にお伝えしてあるところなんですけれども、今回の定例会から議会運営の改善を、効率化を図ることとしました。具体的には、執行部側の発言と動作についてスリム化を行い、会議のスピードアップを図ることとしています。

実際に御覧いただければ、お伝えできるところがほとんどですので、詳細については割愛をさせていただきます。

では、同意第6号について、提案理由を御説明します。

本件は、安芸高田市監査委員2名のうち、石飛慶久さんの任期が、本年11月30日をもって満了となりましたので、新たに秋田雅朝さんを市議会推薦の監査委員として選任するため、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○宍戸議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑・討論、及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認め、質疑・討論、及び委員会付託を省略いたします。  
これより、同意第6号「安芸高田市監査委員の選任の同意について」  
の件を採決いたします。  
本件は、これに同意することに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。  
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時09分 休憩

午前10時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第65号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の  
数の減少及び広島県市町総合事務組合同約の変更につ  
いて

○宍戸議長 日程第4、議案第65号「広島県市町総合事務組合を組織する地方公共  
団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同約の変更について」の件  
を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 石丸伸二君。

○石丸市長 議案第65号について提案理由を御説明します。

本案は、本市が加入している広島県市町総合事務組合の構成団体であ  
る世羅三原斎場組合が令和3年3月31日に組合を解散し、翌日4月1日から  
同組合を脱退することに伴い、組合同約を変更するため、地方自治法第  
290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○宍戸議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 西岡保典君。

○西岡総務部長 議案第65号につきまして、要点の御説明をさせていただきます。

説明資料を提出をいたしておりますので、まずそちらの説明からさせ  
ていただきたいと思います。

説明資料の1ページをお願いいたします。

広島県市町総合事務組合が作成をいたしました当該組合同約の変更案  
の新旧対照表を1ページから2ページに掲載をいたしております。

右が現行、左が変更案になっております。

左側の変更案におきまして、別表第1から脱退いたします、世羅三原  
斎場組合の項を削除するとともに、別表第2中から、世羅三原斎場組合  
を削除するものです。

以上で資料の説明は終わりました、続いて議案のほうの説明をさせていただきます。

議案第65号をお願いします。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和3年4月1日から世羅三原斎場組合が広島県市町総合事務組合を脱退し、これに伴い広島県市町総合事務組合規約を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正内容は、広島県市町総合事務組合規約の一部から、別表第1、世羅三原斎場組合の項を削る、及び、別表第2中「世羅三原斎場組合」を削るもので、附則に施行日として、令和3年4月1日を記載するものでございます。

以上で、要点の説明を終了します。

○宍戸議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第65号「広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第66号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

○宍戸議長 日程第5、議案第66号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 石丸伸二君。

○石丸市長 議案第66号について、提案理由を御説明します。

本案は、農林水産課所管の面山森林公園の閉鎖に当たり、志部府親交会の拠点施設である面山集会所を、基幹集会所に追加し、あわせて高宮川根生活改善センターと川根地域振興センターを統合し、名称・管理の一元化を行うため、条例の一部を改正するものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○宍戸議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第67号 安芸高田市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例

○宍戸議長 日程第6、議案第67号「安芸高田市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 石丸伸二君。

○石丸市長 議案第67号について、提案理由を御説明します。

本案は、令和2年度税制改正において、地方税法等が改正されたことに伴い、関係する10の条例について、一括して文言の調整等の改正を行うものです。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○宍戸議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
総務部長 西岡保典君。

○西岡総務部長 それでは、議案第67号につきまして、要点の御説明をさせていただきます。

説明資料を提出いたしておりますので、まずそちらの説明からさせていただきます。

説明資料1ページをお願いいたします。

1として、改正の趣旨です。

令和2年度税制改正において、国税における利子税、還付加算金の割合の引下げが行われ、併せて地方税法においても「特例基準割合」の引下げが行われるとともに、その用語自体も「利子税特例基準割合」、「延滞税特例基準割合」、「還付加算金特例基準割合」とそれぞれの名称に改正され、計算の前提となる割合が新たに「平均貸付割合」と規定をされました。これに伴い、当該用語を規定している条例について、法と同様に改正を行うものです。

次に、2といたしまして、改正を行う条例を一覧表にまとめております。

番号1の安芸高田市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例から番号10の安芸高田市有住宅条例まで、合計で10の条例を改正をいたします。

次に、3で改正内容の例をお示ししております。

表の右が改正前、左が改正後でございます。改正前の「特例基準割合」

と、計算の前提となる「割合」の用語を、それぞれ「延滞金特例基準割合」と「平均貸付割合」に改正します。

なお、1の改正の趣旨において説明いたしました「利子税特例基準割合」と「還付加算金特例基準割合」への用語の改定は、本条例改正においては該当がございません。

次に、4へ施行期日を記載しております。

施行期日は、令和3年1月1日としております。

また、それぞれの改正規定は、令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金につきましては、なお従前の例によることといたしております。

以上で説明資料の説明は終わりました、続きまして議案の説明をさせていただきます。

議案第67号、1ページをお願いいたします。

新旧対照表で、右が改正前、左が改正後になります。

改正条例第1条は、安芸高田市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正です。

2ページをお願いします。

附則の第3項、延滞金の割合の特例において、改正前の「特例基準割合」と、計算の前提となる、「割合」の用語を、それぞれ「延滞金特例基準割合」と「平均貸付割合」に改正するとともに、文言の整理を行っております。

なお、以下の改正条例第2条から改正条例第10条までの、おのおのの改正内容は、改正条例第1条の改正内容と同様になります。

その下、改正条例第2条は、安芸高田市介護保険条例の一部改正です。

3ページの改正条例第3条は、安芸高田市営住宅条例の一部改正です。

4ページの改正条例第4条は、安芸高田市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正です。

5ページの改正条例第5条は、安芸高田市高宮若者定住化推進に関する条例の一部改正です。

6ページの改正条例第6条は、安芸高田市高宮若者定住住宅設置及び管理条例の一部改正です。

7ページの改正条例第7条は、安芸高田市高宮若者用マンション「虹のマンション」設置及び管理条例の一部改正です。

8ページの改正条例第8条は、安芸高田市営若者定住促進住宅条例の一部改正です。

改正条例第9条は、安芸高田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正です。

9ページの改正条例第10条は、安芸高田市有住宅条例の一部改正でございます。

10ページをお願いします。

附則の第1項で、この条例の施行期日を令和3年1月1日としております。



第2項から第11項の各項において、第1条から第10条の各条の規定による改正後の規定は、令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によることといたしております。

以上で説明を終了いたします。

- 宍戸議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
7番 山根温子さん。

- 山根議員 議案第67号の説明資料のほうの、これはこれでよろしいのか誤字なのかというところなんです、1番の改正の趣旨、この3行目に、その用語自体も利子税特例基準割合、その次、延滞税特例基準割合とありますが、これは先ほどから条例の中では、延滞金特例基準割合となっておりますが、どちらが正確で正しいのか。誤字であれば誤字の訂正をお願いしたいと思いますが、以上です。

- 宍戸議長 答弁を求めます。  
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時26分 休憩

午前10時27分 再開

~~~~~○~~~~~

- 宍戸議長 休憩を閉じて再開いたします。  
総務課長 内藤道也君。

- 内藤総務課長 説明資料のほうで示させていただいておりますのは、地方税法における用語でございます。これになりますと、こちらに記載しておりますとおり、利子税特例基準割合、延滞税特例基準割合、還付加算金特例基準割合と、国税における名称のほうに記載をさせていただいております。  
地方税法のほうになりますと、延滞金特例基準割合、猶予特例基準割合、還付加算金特例基準割合というふうに名称が変わってまいります、こちらのほうで記載をさせていただいておりますのは、国税の名称を記載をさせていただいております。

以上でございます。

- 宍戸議長 ほかに質疑はありませんか。  
(質疑なし)

- 宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

- 宍戸議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

- 宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第67号「安芸高田市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第69号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○宍戸議長 日程第7、議案第69号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 石丸伸二君。

○石丸市長 議案第69号について、提案理由を御説明します。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和2年9月4日に公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○宍戸議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 宮本智雄君。

○宮本市民部長 それでは、議案第69号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、要点を御説明いたします。

説明資料のほうをつけておりますので、そちらを御覧ください。

説明資料は、令和2年度の税制改正の概要及び改正条項とその内容について取りまとめたものです。資料を参考にしていただきながら、議案書により条例文の改正箇所の説明をいたします。

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振りかえ等が行われ、給与等の所得が10万円増加されます。これに伴い、低所得世帯に対する国民健康保険税の減額に関しまして、意図せざる影響や不利益が生じないように、被保険者に係る所得等について、所要の見直しを行う改正を行うものです。

続きまして、議案書の1ページを御覧ください。

表の右側が改正前、左側が改正後の条例です。

議案書の2ページを御覧ください。第23条第1項第1号は、7割軽減基準額に関する改正です。

まず、国民健康保険税の軽減判定所得の基礎控除額を33万円から43万円に10万円増額します。さらに、世帯の対象者の中で、給与収入が55万円を超える者、年齢65歳未満の者で、公的年金収入が60万円を超える者、65歳以上の者で公的年金収入が110万円を超える者が2名以上いた場合、その数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を43万円に加算し、7割軽減基準額とします。

3ページの第2号は、先ほどの7割軽減基準額へ被保険者等の人数に28万5,000円を乗じた金額を加算し、5割軽減基準額とします。

4ページの第3号は、同じく7割軽減基準額へ被保険者等の人数に52万円を乗じた金額を加算し、2割軽減基準額とします。

5ページの附則第6項では、条例第23条の規定の適用に当たり、年齢65歳以上の公的年金等の支給を受ける者の公的年金等の収入金額を110万円を超える者から125万円を超える者に引き上げます。

附則として、改正後の条例は、令和3年1月1日から施行します。

以上で要点の説明を終わります。

○宍戸議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第69号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第68号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

日程第9 議案第70号 安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第71号 安芸高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第72号 安芸高田市工場立地法地域準則条例

日程第12 議案第73号 安芸高田市高宮農山村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

○宍戸議長 日程第8、議案第68号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件から、日程第12、議案第73号「安芸高田市高宮農山村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの5件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 石丸伸二君。

○石丸市長 議案第68号から第73号までの提案理由を一括して御説明します。  
 最初に、議案第68号についてです。  
 本案は、令和3年3月31日に指定管理期間が終了する安芸高田市葬斎場について、同年4月1日からの候補者を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。  
 次に、議案第70号についてです。  
 本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。  
 次に、議案第71号についてです。  
 本案は、1つの放課後児童クラブの入会児童数を増やすため、条例の一部を改正するものです。  
 次に、議案第72号についてです。  
 本案は、工場立地法第4条の2に基づき、より設備投資や新規進出しやすい環境を整え、本市経済の発展に資することを目的として、緑地及び環境施設面積の割合を、それぞれ緩和する条例を制定するものです。  
 最後に、議案第73号についてです。  
 本案は、安芸高田市高宮農山村公園として管理している面山森林公園について、近年の利用実態を踏まえ、閉鎖するに当たり、条例の一部を改正するものです。

以上、5議案について、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○宍戸議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
 これより、本案5件に対する一括質疑を行います。質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。  
 (質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
 本案5件につきましては、お手元の付託表のとおり、産業厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

- 日程第13 議案第74号 令和2年度安芸高田市一般会計補正予算(第9号)
- 日程第14 議案第75号 令和2年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第76号 令和2年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第77号 令和2年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第78号 令和2年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第79号 令和2年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第80号 令和2年度安芸高田市下水道事業会計補正予算(第2号)

日程第20 議案第81号 令和2年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）

○宍戸議長 日程第13、議案第74号「令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）」の件から、日程第20、議案第81号「令和2年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」の件までの8件を一括して議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 石丸伸二君。

○石丸市長 議案第74号から第81号までの提案理由を一括して御説明します。  
少々数字が並ぶんですが、お付き合いください。  
最初に、議案第74号についてです。  
本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億364万6,000円を追加し、予算の総額を237億3,914万9,000円とするものです。  
次に、議案第75号についてです。  
本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ405万8,000円を追加し、予算の総額を31億9,225万9,000円とするものです。  
次に、議案第76号についてです。  
本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,089万4,000円を追加し、予算の総額を5億2,529万1,000円とするものです。  
次に、議案第77号についてです。  
本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ6,778万2,000円を追加し、予算の総額を46億8,339万4,000円とするものです。  
次に、議案第78号についてです。  
本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ264万6,000円を追加し、予算の総額を4億9,246万9,000円とするものです。  
次に、議案第79号についてです。  
本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ455万9,000円を追加し、予算の総額を3億7,559万2,000円とするものです。  
次に、議案第80号についてです。  
本案は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収入につきまして、営業外収益1,180万円を増額し、予定総額を8億2,875万2,000円とし、支出について営業費用を1,172万円増額し、予定総額を7億3,806万8,000円とするものです。  
予算第4条に定めた資本的収入及び支出につきまして、建設改良費を組みかえるものです。  
資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億5,680万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額340万6,000円、過年度分損益勘定留保資金2,200万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億4,342万4,000円、当年度分利益剰余金処分額8,796万6,000円で補填するものです。  
最後に、議案第81号についてです。  
本案は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収入につきまして、

営業外収益71万3,000円を増額し、予定総額を9億8,160万円とし、支出について営業費用を572万円増額し、予定総額を9億5,634万5,000円とするものです。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出の収入につきまして、工事負担金を450万円増額し、予定総額を2億4,111万7,000円とし、支出につきまして建設改良費を650万円増額し、予定総額を5億7,246万円とするものです。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億3,134万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,433万円、過年度分損益勘定留保資金1億3,638万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億7,062万5,000円で補填するものです。

以上、8議案について、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○宍戸議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本案8件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案8件につきましては、お手元の付託表のとおり予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、12月14日午前10時に再開いたします。

大変お疲れさまでございました。

~~~~~○~~~~~

午前10時46分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員